平成２３年（フ）第４４号
釧路市春採６丁目２番13号
債務者　山崎　　宏
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６０号
釧路市昭和中央５丁目８番344号
債務者　三寺　智子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第７４号
釧路市鳥取北５丁目18番９号　インペリアル１階101号
債務者　石田　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第７７号
釧路市桜ケ岡７丁目15番14号
債務者　丸本　文枝（旧姓手塚・前田）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１１７号
川崎市川崎区池田１丁目２番５号　セイントパレス鶴見市場、前住所川崎市川崎区日進町６番地５　ニュー岡部１Ｆ
債務者　永岡　俊夫
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
川崎市川崎区桜本２丁目10番１号　たちばな荘103
債務者　瀧川　善人
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
岡山市北区津島福居２丁目19番13―１号
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２１７号
神奈川県高座郡寒川町大曲２丁目１―１
債務者　小出　月枝
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２１８号
東京都板橋区大和町26―10―403
債務者　高柳　陽子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２９６号
東京都葛飾区高砂２丁目11―５―205
債務者　川村麻由美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３１３号
東京都府中市日新町４丁目23番10号　第２カネビル３・４Ｆ、最後の住民票上の住所東京都東村山市恩多町２丁目32番地６
債務者　桑名　茂宣
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３５６号
埼玉県所沢市中新井３丁目22―６―205
債務者　土井　兆子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３８１号
東京都足立区西伊興３丁目４―５
債務者　森友　　瑶
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３９６号
神奈川県横浜市港北区綱島西５丁目10―３山口荘２―１
債務者　青木　律子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３９７号
東京都新宿区原町２丁目67　伊佐方
債務者　大谷恵美子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部